

主任技術者の専任要件の緩和拡大措置について

公共工事に配置する配置技術者については、建設工事の適正な施工を確保するため、請負代金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上のものについては、現場ごとに専任の技術者を配置することが求められていますが、下記のとおり緩和拡大措置を実施します。

◎緩和拡大措置の内容

請負代金額が**3,500万円**（建築一式工事は**7,000万円**）以上に置く主任技術者については、工事現場の相互の間隔が10km程度の場合は兼務を可能とします。

◎「工事現場の相互の間隔が10km程度」について

自動車で通行可能な経路で工事区間相互を連絡する10km程度とします。

◎兼務対象とする工事

国、宮城県、石巻市が発注する石巻市内の建設工事
ただし、本運用の適用日より前に契約締結した工事同士の兼務はできません。

◎兼務可能件数

発注機関相互で2件まで

◎点在する複数の施工箇所を合併した工事の取扱い（別紙説明資料参照）

複数の施工個所のうち、兼務をしようとする工事個所と最も近い施工個所を距離算定の基準とすることができるものとします。

◎提出書類

契約締結時に「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出するものとします。

◎対象金額

請負代金額**3,500万円**（建築一式工事**7,000万円**）以上の建設工事

◎その他

- (1) 下請負人の取扱い
本運用は、直接元請負人に限らず下請負人にも適用できるものとします。
- (2) 監理技術者との関係
本運用は、専任の主任技術者に対する取扱いであり、専任の監理技術者については兼務の対象外となります。
- (3) 営業所における専任の技術者との関係
本運用は、工事間の選任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任技術者については従前のとおりとなります。

◎実施期間

平成28年6月1日以降に入札公告又は指名通知する建設工事

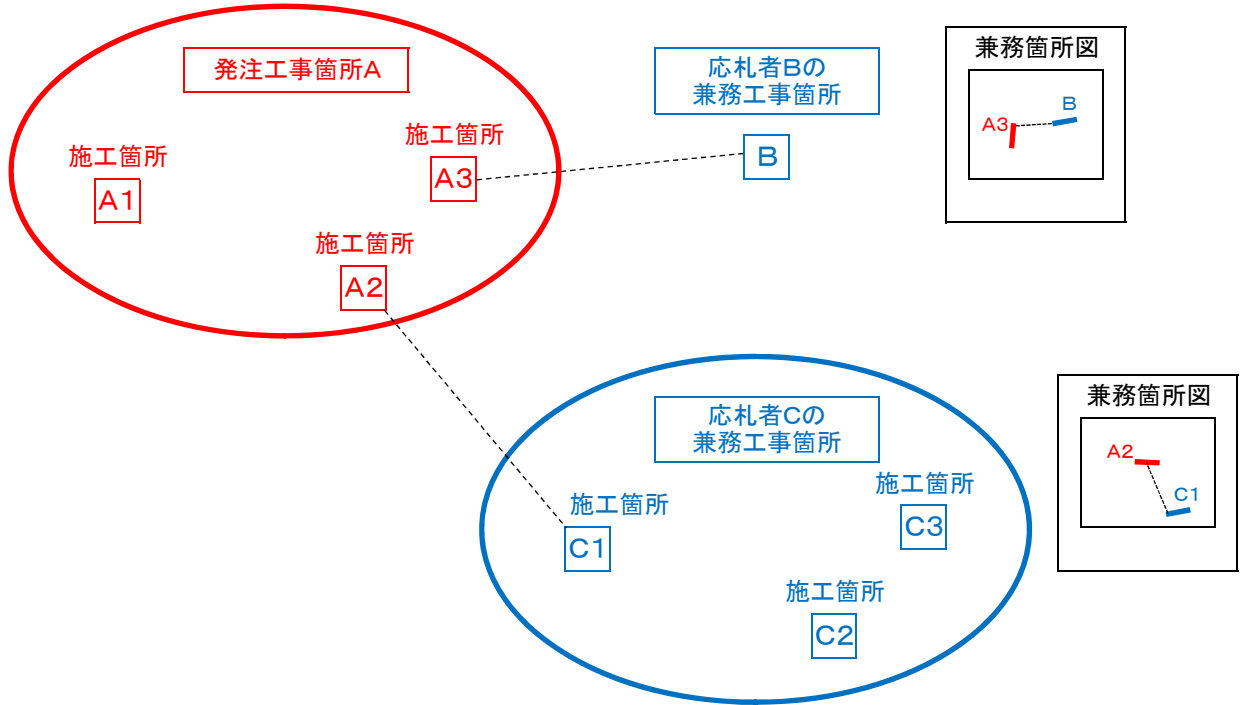
※お問い合わせ先※

総務部管財課契約グループ

電話0225-95-1111（内4083、4084、4085）

点在する複数の施工箇所を合併した工事の取扱い

複数の施工箇所のうち、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができるものとする。



発注者の判断により距離算定の基準とする施工箇所を別に指定できるものとする。

※施工規模が極端に大きい箇所と小さい箇所を合併して発注し、主たる施工箇所を距離算定の基準とすることが好ましいと発注者が判断した場合など

